

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 特別職の職員の期末手当の支給割合を100分の175に改定することとした。（第3条、第4条関係）
- 2 特別職の職員の期末手当の支給割合を100分の170に改定することとした。（第3条、第4条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 1による改正後の期末手当は、令和5年12月1日から適用することとした。（附則第2項関係）
 - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 医師等に係る初任給調整手当の支給限度額を月額414,800円から415,600円に、月額50,800円から月額51,100円にそれぞれ引き上げることとした。（第26条の2関係）
- 2 一般職の職員の期末手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。（第38条関係）
 - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の127.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の70（特定幹部職員にあつては、100分の60）
- 3 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。（第39条関係）
 - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）
- 4 一般職の職員の給料月額を改定することとした。（別表第1～別表第5関係）
- 5 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第3条、第41条の6、第41条の8関係）
- 6 一般職の職員の期末手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。（第38条関係）
 - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の125（特定幹部職員にあつては、100分の105）
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の68.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）
- 7 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。（第39条関係）
 - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）
 - (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）
- 8 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、6及び7は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 1による改正後の初任給調整手当及び4による改正後の給料月額は令和5年4月1日から、2による改正後の期末手当及び3による改正後の勤勉手当は同年12月1日から適用することとした。（附則第2項関係）
 - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第3項、第4項関係）
 - (4) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。（附則第5項関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 職員の期末手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。（第29条関係）
 - (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の127.5

- (2) 定年再任用短時間勤務職員 100分の70
 - 2 職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。(第30条関係)
 - (1) 定年再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の102.5
 - (2) 定年再任用短時間勤務職員 100分の50
 - 3 職員の給料月額を改定することとした。(別表第1～別表第3関係)
 - 4 職員の期末手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。(第29条関係)
 - (1) 定年再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の125
 - (2) 定年再任用短時間勤務職員 100分の68.75
 - 5 職員の勤勉手当について、支給割合を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおり改定することとした。(第30条関係)
 - (1) 定年再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の100
 - (2) 定年再任用短時間勤務職員 100分の48.75
 - 6 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、4及び5は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 3による改正後の給料月額は令和5年4月1日から、1による改正後の期末手当及び2による改正後の勤勉手当は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
 - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項、第4項関係)
 - (4) この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定めることとした。(附則第5項関係)
- ◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第55号)
- 1 一般職の任期付研究員の給料月額を引き上げることとした。(第5条関係)
 - 2 一般職の任期付研究員の期末手当の支給割合を100分の175に改定することとした。(第6条関係)
 - 3 一般職の任期付研究員の期末手当の支給割合を100分の170に改定することとした。(第6条関係)
 - 4 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則関係)
- ◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第56号)
- 1 特定任期付職員の給料月額を引き上げることとした。(第7条関係)
 - 2 特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の175に改定することとした。(第9条関係)
 - 3 特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の170に改定することとした。(第9条関係)
 - 4 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則関係)
- ◎会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第57号)
- 1 会計年度任用職員の期末手当の支給割合を100分の132.5に改定することとした。(第20条関係)
 - 2 会計年度任用職員の期末手当の支給割合を100分の125に改定することとした。(第20条関係)
 - 3 会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することとする。こととした。(第2条、第19条、第22条の2、第29条関係)
 - 4 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2及び3は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 1による改正後の期末手当は、令和5年12月1日から適用することとした。(附則第2項関係)

(3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項関係)

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第58号)

1 高圧ガス保安法の一部改正に伴い、貯蔵施設等設置許可に係る完成検査手数料等に係る完成検査合格施設の範囲を改めることとした。(別表第1関係)

2 施行期日

この条例は、令和5年12月21日から施行することとした。(附則関係)

◎いわて社会貢献・復興活動支援基金条例の一部を改正する条例(条例第59号)

1 いわて社会貢献・復興活動支援基金条例の有効期限を令和9年12月31日まで延期することとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)